

# 健康診断等一覧

安衛法第66条、じん肺法

名称	対象労働者	実施時期	記録		結果報告			
			個人票	保存年数	対象	様式	期日	
一般健康診断	雇入時 (安衛則43)	常時使用する労働者	雇入時	様式5号(1) (安衛則51)	5年	—	—	—
	定期 (安衛則44)	常時使用する労働者	1年以内ごと	様式5号(2) (安衛則51)	5年	常時50人以上の労働者を使用する事業場	様式6号 (安衛則52)	遅滞なく
	特定業務従事者 (安衛則45)	安衛則13条1項3号に掲げる業務に常時従事する労働者	配置替時 6月以内ごと	様式5号(3) (安衛則51)	5年	—	—	—
	海外派遣従事者 (安衛則45の2)	海外に6月以上派遣する(派遣した)労働者	派遣前、派遣後	様式5号(1) その他 様式5号(2) (安衛則51)	5年	—	—	—
	給食従業員の検便 (安衛則47)	事業に附属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入時、配置替時	—	—	—	—	—
	有害な業務にかかる歯科医師による健康診断 (安衛則48)	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りん等のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、 6月以内ごと	常時50人以上の労働者を使用する事業場 (定期的のみ)	様式6号の2 (安衛則52)	—	遅滞なく	
長時間労働者に対する医師による面接指導 (安衛法66の8、安衛則52の2~52の8)	週40時間を超えて労働させた時間が一月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者 ほか	労働者の申出後に	—	5年 安衛則52の6	—	—	—	
心理的な負担の程度を把握するための検査 (ストレスチェック) (安衛法66の10、安衛則52の9)	常時使用する労働者 (労働者常時50人未満の事業場は当面努力義務)	1年以内ごと	—	5年 安衛則52の13	常時50人以上の労働者を使用する事業場	様式6号の2 (安衛則52の21)	毎年事業年度など事業場で設定	
リスクアセスメント対象物健康診断 (安衛則577の2) ※令和6年4月1日に施行	リスクアセスメント対象物の製造又は取り扱う業務に常時従事する労働者	①リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、医師又は歯科医師が必要と認める健診項目があるとき ②濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるとき	様式24号の2 (安衛則577の2)	5年	がん原性物質は30年	—	—	
有機溶剤等健康診断 (有機則29)	令22条1項6号(令別表6の2)に掲げる業務に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、 6月以内ごと	様式3号 (有機則30)	5年	対象業務のある事業場 (定期的のみ)	様式3号の2 (有機則30の3)	遅滞なく	
鉛健康診断 (鉛則53)	令22条1項4号(令別表4)に掲げる業務に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、 6月以内ごと(はんだ付けの業務などは1年以内ごと)	様式2号 (鉛則54)	5年	対象業務のある事業場 (定期的のみ)	様式3号 (鉛則55)	遅滞なく	
四アルキル鉛健康診断 (四鉛則22)	令22条1項5号(令別表5)に掲げる業務に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、 6月以内ごと	様式2号 (四鉛則23)	5年	対象業務のある事業場 (定期的のみ)	様式3号 (四鉛則24)	遅滞なく	
特定化学物質健康診断 (特化則39)	令22条1項3号(令別表第3第1号及び第2号)の業務(石綿等の取扱い等の業務を除く)に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、 6月以内ごと (一部例外あり)	様式2号 (特化則40)	5年	対象業務のある事業場 (定期的のみ)	様式3号 (特化則41)	遅滞なく	
	就業経験者 令22条2項の業務(石綿等の取扱い等の業務を除く)に常時従事させたことのある労働者							
高気圧業務健康診断 (高圧則38)	高圧室内作業(令6条1号)又は潜水業務(令20条9号)に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、 6月以内ごと	様式1号 (高圧則39)	5年	対象業務のある事業場	様式2号 (高圧則40)	遅滞なく	
電離放射線健康診断 (電離則56)	放射線業務(令22条1項2号、令別表第2)に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、 6月以内ごと	様式1号の2 (電離則57)	30年	対象業務のある事業場	様式2号 (電離則58)	遅滞なく	
石綿健康診断 (石綿則40)	令22条1項3号の業務に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、 6月以内ごと	様式2号 (石綿則41)	40年	対象業務のある事業場	様式3号 (石綿則43)	遅滞なく	
	就業経験者 令22条2項の業務に従事させたことのある労働者							
じん肺健康診断 (じん肺法7、8、9の2)	じん肺規則表に掲げる粉じん作業に常時従事する労働者	就業時、離職時 ・じん肺管理区分1の者 3年以内ごと ・管理区分2又は3の者 1年以内ごと	様式第3号 (じん肺則22)	7年 じん肺法17②	対象業務のある事業場	様式8号 (じん肺則37)	翌年の2月末まで	
	就業経験者 じん肺規則表に掲げる粉じん作業に常時従事させたことのある労働者	・じん肺管理区分2の者 3年以内ごと ・管理区分3の者 1年以内ごと						

(注) 「安衛法」労働安全衛生法 「令」労働安全衛生法施行令 「安衛則」労働安全衛生規則  
「有機則」有機溶剤中毒予防規則 「鉛則」鉛中毒予防規則 「四鉛則」四アルキル鉛中毒予防規則  
「特化則」特定化学物質障害予防規則 「高圧則」高気圧作業安全衛生規則 「電離則」電離放射線障害防止規則  
「石綿則」石綿障害予防規則 「じん肺則」じん肺法施行規則